

第1章

妊 娠・出 産
各 種 相 談
に 関す る こ と



妊娠・出産された方に



出産を迎える方に

※ 保健所（P 52）も参照ください。

母子健康手帳の交付・ゆりかご調布

妊娠の確定診断を受けた方は、「妊娠の届出」をしてください。「母子健康手帳」や「妊婦健診受診票」などが入った「母と子の保健バッグ」をお渡しします。同時に保健師等との面談を行い、後日育児ギフトをお送りします。転入の方も対象です。オンラインやぴったりサービスも利用できます。

場所：子ども家庭センター（保健センター）
子ども家庭支援センターすこやか
ぴったりサービス
(電子申請：妊娠の届出のみ)

予約方法：ちょうふおやこ手帳アプリ・電話
予約。土日曜日の面接については
市報・ホームページに掲載
(子ども家庭センター母子保健係
042-441-6081)

妊娠訪問指導

助産師等が家庭訪問を行っています。
妊娠中の心身のケアや出産準備などの不安や悩みをお気軽にご相談ください。
(子ども家庭センター母子保健係
042-441-6081)

入院助産制度

経済的な理由で入院して出産する費用の支払ができない場合、その費用を援助する制度です。

ただし、病院の指定、所得制限があります。また、出産育児一時金等給付が50万円以上支給される場合は対象となりません。

(子ども育成課 042-481-7095)

ようこそ調布っ子サポート事業

（妊娠等包括相談支援事業・妊娠のための支援給付）

妊娠期から出産・子育て期に寄り添い、相談に応じる「妊娠等包括相談支援事業」と経済的負担軽減のための「妊娠支援給付金給付事業」を一体的に実施します。

ゆりかご調布面接実施後、赤ちゃん訪問後にそれぞれ現金またはギフトクーポン券5万円の申請案内をお渡しします。

また、妊娠8か月ごろの時期に体調確認のアンケートを送付します。ご希望の方は個別に相談が可能です。

（子ども家庭センター母子保健係
042-441-6081）

産後ケア事業

市内に住所のある生後1年末満のお子さんとお母さんを対象に、休養したり、育児や授乳に関して不安なことを相談できます。利用日数はデイサービス型・ショートステイ型・アウトリーチ型合わせて7日間（多胎児は14日間）です。利用の前に申請（窓口またはオンライン）が必要です。

※ 施設やサービスにより対象月齢が異なります。早産児は修正月齢で利用できる場合があります。

（子ども家庭センター母子保健係
042-441-6081）

もうすぐママ・パパ教室

初産の方を対象に沐浴体験や妊娠中の体のケアなど予約制で開催しています。

☆2回コース ☆1回コース

会 場 子ども家庭センター（保健センター）

（子ども家庭センター母子保健係
042-441-6081）

出産育児一時金

健康保険法等に基づく保険給付として、出産したときに出産育児一時金が支給されます。

保険者により、申請方法が異なりますので、ご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。

調布市国民健康保険にご加入の方は保険年金課へお問い合わせください。

※ 出産前に医療機関等へ直接支払制度を利用する申出をされた場合は、ご加入の健康保険組合等でのお手続きは必要ありません。

(保険年金課給付係 050-1720-3706)

産前産後期間の国民健康保険税免除制度

届出をすることで、出産(予定)日が属する月の前月(多胎の場合は3か月前)分から翌々月分までの国民健康保険税が免除される制度です。当市により出産の事実が確認できる場合は、届出をいただかなくても、出産された方の分の国民健康保険税について免除を適用することができます。

対 象：調布市の国民健康保険に加入されている方のうち、令和5年11月以降に出産された方

届出期間：出産予定日の6か月前から

※ 出産後でも手続き可能

詳細はお問い合わせください。(保険年金課資格課税係 050-1720-3706)

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

届出をすることで、出産(予定)日が属する月の前月(多胎の場合は3か月前)分から翌々月分までの国民年金保険料が免除される制度です。

対 象：出産日が平成31年2月以降である国民年金第1号被保険者

※ 免除される期間内において、国民年金第1号被保険者に該当する月が1か月以上あれば対象

届出期間：出産予定日の6か月前から

※ 出産後でも手続き可能

詳細はお問い合わせください。(保険年金課国民年金係 042-481-7062)

多胎児家庭支援事業

- ① 移動経費補助 2歳までの多胎児を養育する家庭に、事業を利用するための移動費用を助成します。
- ② ふたご・みつご交流会 子育ての悩み等を共有したり、相談したりできる場として交流会を行います。
- ③ 多胎妊娠健康診査費用助成 多胎児を妊娠している妊婦を対象に、追加で受診する妊婦健康診査に係る費用の一部を助成します。

(子ども家庭センター母子保健係 042-441-6081)

妊娠期からのパートナーシップ事業

25歳以下の初産妊婦や身近に相談できる人が1人以下の妊婦等に対し、安心して子育てできるよう、妊娠期から出産後1年くらいまでの間、各家庭のニーズに適したサポートやサービスと一緒に考え、提案・提供します。

子ども家庭センター 母子保健係(保健師/子育て応援パートナー) 042-441-6081

親子相談係(ファミリーサポートワーカー) 042-481-7733

(すこやか内)

お子さんが生まれたら

必ず!

出生届

赤ちゃんが生まれたときは、生まれた日を1日目として14日以内（14日目が土・日・祝日のときは、翌開庁日まで）に、本籍地、住所地、出生地のうち、いずれかの市区町村役場へ届け出てください。



届出人（窓口に持参する人ではなく、届書に署名する人）

- ① 父親または母親
- ② 父母が婚姻届を出していないときは、母親
- ※ 届出人が署名をした後、届書を持参する方は、親族の方でも構いません。

届出に必要なもの

- ① 出生届書1通（医師または助産師の証明が必要です。）
- ② 母子健康手帳
- ※ 国民健康保険証（加入の方で、住民登録地へ届出のときのみ）
(市民課 042-481-7044)

出生通知票「わが家の赤ちゃんお知らせはがき」

赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳発行時にお渡しした「母と子の保健バッグ」に入っている出生通知票「わが家の赤ちゃんお知らせはがき」に必要事項を記入して送付してください。子ども育成課の窓口でも提出できます。

- ※ P33「こんなちは赤ちゃん訪問」を参照してください。
- ※ “出生届”とは別の手続きですのでご注意ください。

(子ども家庭センター母子保健係 042-441-6081)

新生児聴覚検査

聴覚障害を早期に発見するために、新生児に実施する聴覚検査について、費用の一部を助成するものです、受診票は、母子健康手帳交付時にお渡しする「母と子の保健バッグ」に同封しています。

対象 市内に住所を有する生後50日までの赤ちゃん

助成額 上限3,000円で一人につき検査1回まで

（里帰り出産などにより、委託外医療機関で新生児聴覚検査を受診し、調布市が発行した受診票を使用できなかった方は償還払いの対象（出産後1年以内）となります）

(子ども家庭センター母子保健係 042-441-6081)

おむつ袋の交付

おむつを使っているご家庭におむつ専用ごみ袋（おむつ袋）を無料交付しています。

- ※ 透明または半透明の袋に「おむつ」と書いて出すこともできます。

受付場所 クリーンセンター、市役所2階資源循環推進課窓口、神代出張所、各児童館、市民プラザあくろす2階・3階、子ども家庭支援センターすこやか、地域福祉センター市内10か所、子ども発達センター、西部・北部公民館、ふじみ交流プラザ
※ 案内図 P30～31参照

内 容 1回の申請で対象者一人につきMまたはL袋を2組（20枚）まで配布いたします。排泄物等は取り除いてから、燃やせるごみの日に出してください。

(資源循環推進課 042-306-8781)



子どもの医療費助成

○乳幼児医療費助成（マル乳医療証）

乳幼児の医療費（保険診療分のみ）の自己負担分を助成する制度です。

○義務教育就学児医療費助成（マル子医療証）

義務教育就学児の医療費（保険診療分のみ）の自己負担分を助成する制度です。

○高校生等医療費助成（マル青医療証）

高等学校の就学期にある方の医療費（保険診療分のみ）の自己負担分を助成する制度です。高校在学中か否かは問いません。

対 象 〇歳から18歳に達した年度の3月31日までのお子さん

助成内容 保険診療の自己負担分

申請に必要なもの

- ① 申請者及び配偶者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの、
及び本人確認ができる書類
- ② 地方税関係情報取得同意書

※ 認定に必要な課税年度に調布市から課税されている場合は不要です。

※ 記入の際は、申請者及び配偶者の欄はそれぞれ自署してください。

※国が運用するマイナポータルを活用した電子申請が可能です。

下記二次元コードからアクセスしてください。

なお、マイナンバーカード（電子証明書付き）や対応するスマートフォン等が必要になります。



(子ども育成課 042-481-7093)

児童手当

18歳に達した年度の3月末日のお子さんを養育している保護者に対して、手当を支給する制度です。

対象 18歳に達した年度の3月末日のお子さんがいる保護者

支給月額 対象のお子さんの年齢等により支給月額が異なります。

3歳未満：第1・2子…15,000円

3歳以降：第1・2子…10,000円

第3子以降…30,000円

支給月 年6回 偶数月

申請に必要なもの 申請者は生計の中心者（恒常に所得が高い方）となります。

① 申請者及び配偶者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの、及び本人確認ができる書類

② 申請者本人名義の口座

※ 申請した日の翌月分から対象になります。ただし、出生又は転入が月の後半の場合、出生日又は前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請すると、出生日又は前住所地の転出予定日の翌月分から対象になります。

※ 国が運用するマイナポータルを活用した電子申請が可能です。下記二次元コードからアクセスしてください。なお、マイナンバーカード（電子証明書付き）や対応するスマートフォン等が必要になります。

（子ども育成課 042-481-7093）



医療費助成

小児慢性疾患・養育医療の医療費助成の申請を受け付けています。
(子ども家庭センター母子保健係
042-441-6081)

調布FM「働くママと子育てを応援するラジオ」

子育てに役立つラジオ番組
インターネット・スマートフォンでも
聴けます。
詳しくはP70を参照ください。

後払い

ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)

日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を助成します。

助成対象者

市内在住の小学校3年生までのお子様の保護者の方

助成金額

ベビーシッターを利用した際に事業者に支払った利用料(登録料・年会費・交通費などは除く)を下記の上限を限度として助成します。

- ・助成金額上限 児童一人1時間当たり 2,500円(午前7時～午後10時)
3,500円(午後10時～翌午前7時)
- ・利用時間上限 児童一人1年度当たり144時間
※ 6歳までの未就学児の多胎児の場合は児童一人1年度当たり
288時間

申請方法

下記申請書類を市役所3階子ども政策課へ持参または郵送ください。利用期間ごとに申請期限がありますのでご注意ください。

- ① 助成申請書兼口座振替依頼書
- ② 利用内訳表
- ③ 領収書および利用明細書(コピー可)
- ④ ベビーシッター要件証明書(利用日以前の日付)

対象事業所

東京都の定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者

※ 詳細は東京都ホームページをご覧ください。

注意事項

本事業は同一時間の利用に対して、ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成事業と重複して申請することはできません。ベビーシッター利用前に助成内容についてよくご確認ください。

(子ども政策課 042-481-7106)

後払い

ベビーシッター及び 家事・育児支援サービス利用料助成事業

保護者の方が一時的にお子さんを保育できない時に、民間のベビーシッターを利用した場合、または出産直後の保護者の方が、自宅で民間の家事・育児支援サービスを利用した場合に利用料の一部を助成します。

助成対象者

- 利用時点で市内に住所を有する小学校3年生までの児童の保護者(ベビーシッター)
- 利用時点で市内に住所を有する1歳未満の児童の保護者(家事・育児支援)

助成金額

事業者に支払った利用料(登録料・年会費・交通費などは除く)の1/2を助成します。ただし、一家庭1年度(4月から翌年3月)28,000円を限度とします。

※ 小学校3年生までの児童が3人以上いる家庭は、1年度48,000円を限度とします。
多胎児家庭については、小学校3年生までの双子がいる家庭は、1年度48,000円を限度とし、以降1子増えるごとに2万円を加算した額を年間限度額とします。(年間限度額は、利用日を基準に計算します。)

申請方法

下記申請書類を市役所3階子ども政策課へ持参または郵送ください。

利用期間ごとに申請期限がありますのでご注意ください。

- 申請に必要なもの
- 利用料助成申請書(市様式)
 - 領収書および利用明細書(コピー可)



対象事業所

- 全国保育サービス協会に加盟している事業者

- 一般社団法人ドゥーラ協会に認定された産後ドゥーラ

※ 産後ドゥーラとは、産前産後の母親に寄り添い支援する方々のことです。

注意事項

- 本事業は同一時間の利用に対して、ベビーシッター利用支援事業と重複して申請することはできません。
- ベビーシッター利用前に助成内容についてよくご確認ください。

(子ども政策課 042-481-7106)

ベイビーすこやか(産前・産後支援ヘルパー事業)

詳しくはP59を参照ください。(すこやか 042-481-7731 相談電話兼用)

※ 子ども家庭支援センターすこやか(P53~)も参照ください。

お子さんに障害がある場合

身体障害者手帳

上肢・下肢・体幹・視覚・聴覚・言語・心臓・腎臓・呼吸器・肝臓・小腸・直腸・ぼうこう・免疫機能などに障害のある方が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付されます。各種福祉サービスを受けるための前提となります。

（障害福祉課 042-481-7089）

愛の手帳

知的障害者（児）の保護と自立の援助を図るとともに、社会の理解と協力を得るために、東京都が独自に設けた制度です。なお、国の制度としては療育手帳があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。児童相談所、心身障害者福祉センターが総合判定し、1から4度に該当すると認められた場合に、本人又は保護者の申請に基づいて交付されます。

（障害福祉課 042-481-7089）

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の自立と社会参加などの支援の一助とするための国の制度です。

※ 手帳がなくても受けられる自立支援医療制度（精神通院）があります。
お問い合わせください。

（障害福祉課 042-481-7089）

手当と助成

上記の手帳をお持ちの方の一部には手当と助成があります。

- 心身障害者福祉手当

（身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症）

- 心身障害者交通手当

（身体障害者手帳1・2級（聴覚を除く）及び3級（下肢・体幹不自由、内部障害）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級）

- 障害児福祉手当

（身体障害者手帳おおむね1・2級、愛の手帳1・2度／診断書判定）

- 重度心身障害者手当（最重度／都で直接判定）

- 心身障害者（児）医療費助成制度

（身体障害者手帳1・2級及び3級（内部障害）、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級）

※ 所得制限等がある場合もありますのでお問い合わせください。

（障害福祉課 042-481-7089）

※ その他様々な障害福祉サービスは・・・

市役所2階 障害福祉課

（042-481-7089・7135・7094 FAX 042-481-4288）へお問い合わせください。

身体障害児の自立支援医療（育成医療）

対象

保護者が調布市に住所を有する18歳未満の児童で、身体に障害を有する方又は、現存する疾患が、当該障害若しくは疾患に係る医療を行わないと、将来障害を残すと認められる方で、障害の改善が見込まれる治療が対象です。

ただし、区市町村民税（所得割）が23万5千円以上の世帯の方は、原則として対象外（※）となります。

※「重度かつ継続」の障害に該当する場合は、対象となりますので、内容については、下記にお問い合わせください。

なお、医療費助成が受けられる医療機関は、全国の指定された育成医療機関です。

対象となる障害や病気は次のとおりです。

1	肢体不自由
2	視覚障害
3	聴覚・平衡機能障害
4	音声・言語・そしゃく機能障害
5	心臓機能障害
6	腎臓機能障害
7	小腸機能障害
8	肝臓機能障害
9	その他の先天性内臓障害
10	免疫機能障害

手続方法

窓口で治療開始前に申請します。必要書類についてはお問合せください。なお、手続きが遅れた場合は、医療費の助成が受けられないことがありますので、御注意ください。

公費負担額

医療保険各法による医療給付を優先し、その残額から自己負担額を控除した額を助成します。原則、治療費の1割が自己負担額（※）となります。また、入院時の食事療養費は、自己負担となります。

（※）自己負担額については、世帯の所得に応じた月額上限額が設定される場合があります。

（障害福祉課 042-481-7089）

緊急一時保護事業

在宅の心身障害者（児）を介護している方が、冠婚葬祭、疾病等の理由により短期的に介護できない場合（宿泊保護は介護者に休養が必要な場合を含みます）に、障害者を一時的に保護します。※ 利用には事前の登録が必要です。

日帰り保護

- 調布市社会福祉協議会 調布市小島町 2-47-1 ☎ 042-490-6675
- デイセンターまなびや西町 調布市西町 290-47 ☎ 042-442-9552
- デイセンターまなびや国領 調布市国領町 7-34-1 ☎ 042-452-8688

	事業	対象	定員	利用料	保護期間	窓口
日 帰 り	デイセンターまなびや日帰り介護	身体障害者手帳 1・2級で愛の手帳を所持する小学生以上の方	西町・国領で 1人	無料	午前9時から 午後9時まで	デイセンターまなびや（西町・国領） 障害福祉課
	総合福祉センター日帰り保護	身体障害者手帳・愛の手帳を所持する方、子ども発達センター利用児	2人	無料 食事等実費は自己負担	午前9時から 午後9時まで	社会福祉協議会 障害福祉課
宿 泊	療育センター宿泊保護	身体障害者手帳・愛の手帳を所持し常時介護を要する方で、重症心身障害児施設での保護が適当と思われる方	1人	入院の場合と同様に自己負担があります。	月7日以内	障害福祉課
	障害者支援施設宿泊保護	日常の移動が困難な肢体不自由のある学齢期以上の重度身体障害のある方で、医療的ケアがない方	1人	費用および食費等が1日単位でかかります。		
	障害児宿泊保護	おおむね6歳以上で愛の手帳を所持する方、特別支援学校・特別支援学級に通っている方、医師の診断書により障害があると認められた方	1人	費用および食費等が1日単位でかかります	月4日以内	

(障害福祉課 042-481-7094)

※ 子ども家庭支援センターすこやか（P56）や子ども発達センター（P48）でも上記の緊急一時保護事業と類似の事業を行っています。

在宅障害者ショートステイ なごみ

対 象 愛の手帳を所持する中学生以上の知的障害者で利用が適当と認められる方
(事前に登録が必要です。)

利用期間 月7日以内

利用施設場所 知的障害者援護施設なごみ（調布市西町290-4）

費 用 利用料（原則750円/日）・食費は実費、1日単位でかかります。

窓 口 障害福祉課 ☎ 042-481-7094

特別児童扶養手当

対 象 ※ 所得制限があります。

身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度もしくは同程度の疾病又は障害のある20歳未満の児童を養育している方

※ 児童の障害状況を審査の結果、非該当となる場合もあります。

※ 児童がその障害を理由とする公的年金を受けている場合、施設に入所している場合は支給されません。

支給額 重度障害児 1人月額 56,800円
中度障害児 1人月額 37,830円

支給月 年3回 4月・8月・11月

(子ども育成課 042-481-7093)

児童育成手当

児童育成手当には育成手当と障害手当の2種類があります。

対 象 ※ 所得制限があります。

<育成手当>ひとり親家庭等の保護者で、18歳に達した年度の3月末日までの児童を養育している方（父又は母が重度の障害を有する場合を含む）

<障害手当>身体障害者手帳1級・2級程度、愛の手帳1度～3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害のある20歳未満の児童を養育している方（精神障害は対象外）

支給額 育成手当 1人月額 13,500円
障害手当 1人月額 15,500円

支給月 年3回 2月・6月・10月

(子ども育成課 042-481-7093)

子ども発達センター

発達に心配のある乳幼児の療育と家庭の支援のため、相談事業、発達支援事業、通園事業を行っています。18歳未満のお子さんの発達のことで不安や心配がありましたら、お気軽にご相談ください。詳しくはP47参照

(子ども発達センター

相談専用電話 042-486-3200)

各種手数料等の減免制度

特別児童扶養手当、児童扶養手当受給の方は、家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料及び上・下水道料金の減免制度があります。詳しくはP13を参照してください。

障害児保育

集団保育が可能な障害児を保育園でお預かりします。詳しくはP73参照

ひとり親家庭の場合 (助成・手当)

ひとり親家庭等医療費助成

対 象 ※ 所得制限があります。

下記のいずれかに該当する方及びその家庭の児童（18歳に達した年度の3月末日まで。児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで）

- ① ひとり親家庭の母または父
- ② 両親のいない児童などを養育している養育者
- ③ 母または父に重い障害がある方
- ④ ①～③以外にひとり親に準すると認められる方

助成範囲

国民健康保険や社会保険などの各種医療保険の自己負担分3割の内、2割を助成。

ただし、住民税非課税世帯は、自己負担分が全額助成されます。

（保険診療外の費用、入院時の食事療養費の自己負担分等は患者負担となります。）

（子ども育成課 042-481-7093）

JR通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当受給世帯の方に「JR定期乗車券購入証明書」を交付します。この証明書をJRの窓口に持参すると、通勤定期券を3割引で購入できます。

交付に必要なもの

児童扶養手当証書・顔写真(4×3cm)

（子ども育成課 042-481-7093）

都営交通無料乗車券

児童扶養手当受給世帯の方お一人に、都営交通の無料乗車券を交付します。

交付に必要なもの

児童扶養手当証書

（子ども育成課 042-481-7093）

養育費確保支援事業補助金

対 象

離婚、事実婚解消、未婚でひとり親家庭となり子どもと同居する方。養育費の取決めに係る調停費用、公正証書作成費用、立替保証に係る契約保証料を補助します。

（子ども育成課 042-481-7095）

児童育成手当

対 象 ※ 所得制限があります。

ひとり親家庭等の方。児童が18歳に達した年度の3月末日まで対象になります。

詳しくはP11をご覧ください。

（子ども育成課 042-481-7093）

児童扶養手当

対 象 ※ 所得制限があります。

ひとり親家庭等の保護者で、18歳に達した年度の3月末日までの児童（児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満まで）を養育している方（父又は母が重度の障害を有する場合も含む）

支給額（月額）

1人目 11,010円～46,690円

2人目以降1人につき

5,520円～11,030円

※ 保護者や児童が公的年金を受給している場合は、公的年金の月額分の手当が支給されない場合があります。

支給月

年6回 奇数月

（子ども育成課 042-481-7093）

家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免

4月から翌年3月までの年度中に1回、指定収集袋（燃やせるごみ袋または燃やせないごみ袋、SまたはM袋）を組み合わせて最大10組（100枚）を限度として交付します。

※ 6月以降は申請月によって交付限度組（枚）数が少なくなりますので早めに申請してください。

※ ごみ袋を持ち帰るために袋などをご持参ください。

粗大ごみ処理手数料（家電リサイクル法の適用となる粗大ごみは除く）が減免になります。

※ 粗大ごみ受付センターに事前予約が必要です。

対象 「特別児童扶養手当」及び「児童扶養手当」受給者

持ち物 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給証明書

申請場所 資源循環推進課窓口
(本庁舎2階)

(資源循環推進課 042-306-8781)

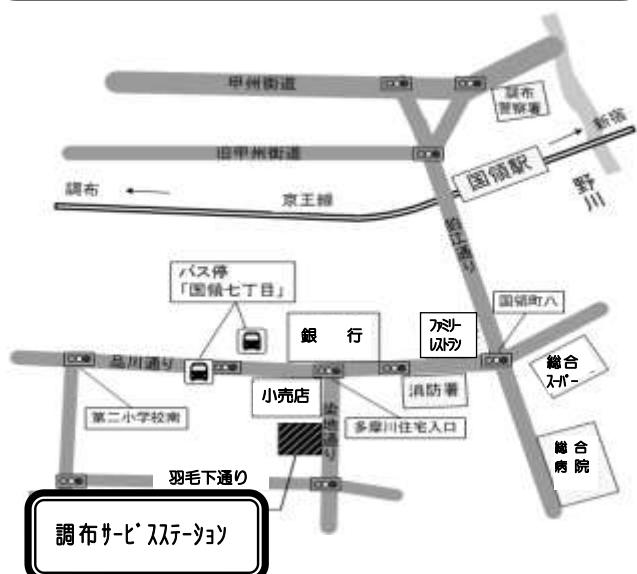
上・下水道料金の減免

受給者名義の上・下水道料金の基本料金と10m³までの従量料金が減免になります。

対象 「特別児童扶養手当」及び「児童扶養手当」受給者

持ち物 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当受給証明書・印鑑

申請場所 東京都水道局調布サービスステーション
☎ 042-443-2510



母子福祉資金・父子福祉資金貸付

ひとり親家庭の方々が、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な各種資金をお貸ししています。

対象 ①～③のいずれも該当する方

- ① 都内に6か月以上在住し、20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母、父子家庭の父
- ② 貸付が自立につながると判断され、償還の計画を立てることができの方
- ③ ある一定の条件を備えた保証人をたてられる方（原則）

利子 貸付条件により、利子が生じる場合があります。

償還方法 償還期間内に月賦、半年賦または年賦で返還

※ 相談または調査の結果、申請内容に偽りがあった時や、貸付の目的を達成することが困難とみられるときには、お貸しできないこともあります。
事前に母子・父子自立支援員に相談が必要ですので、電話でご予約ください。

(子ども育成課 042-481-7095)

ひとり親家庭の場合 (暮らし・住まい)

※ P 12~13もご覧ください。



母子家庭等自立支援教育訓練給付金

就業を目的として、教育訓練講座を受講修了した場合に受講料の一部を支給します。

①～③のいずれも該当する方

- 対象**
- ① 20歳未満の子どもを扶養している方
 - ② 受講することが適職につくために必要と認められる
 - ③ 過去に給付金の支給を受けていない

講座受講開始前に母子・父子自立支援員または母子・父子就労支援専門員に相談が必要ですので、電話でご予約ください。

(子ども育成課 042-481-7095)

母子家庭等高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士などの資格を取得するため半年以上の養成機関で修学している方に給付金を支給します。(上限4年 資格により異なります。)

対象 20歳未満の子どもを扶養している児童扶養手当を受給している方、または同等の所得水準にある方

事前に母子・父子自立支援員または母子・父子就労支援専門員に相談が必要ですので、電話でご予約ください。
(子ども育成課 042-481-7095)

※ 高等職業訓練促進資金貸付事業・・・高等職業訓練促進給付金等を活用し、養成機関にて資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金、就職準備金、住宅支援資金を貸し付けるものです。

(実施機関：調布市社会福祉協議会 042-481-7693)

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭の方で、ひとり親となった直後や事故や病気等により日常生活を営むことに著しく支障がある等、条件を満たした場合、一定期間ホームヘルパーを派遣します。

所得により、自己負担金をお支払いいただきます。事前に母子・父子自立支援員に相談が必要ですので、電話でご予約ください。

(子ども育成課 042-481-7095)

ポイント方式による都営住宅（空家）入居者の登録

抽選によらず、東京都住宅供給公社が書類審査や実態調査をしたうえで、住宅に困っている度合いの高いひとり親世帯や、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯等から順に都営住宅の入居予定者として登録されるものです。

（東京都住宅供給公社都営住宅募集センター 03-3498-8894）

住まいぬくもり相談室

住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・低額所得者・子どもを養育している者等）の住まいに関する相談を受ける窓口です。専門の相談員が調布市の住宅部門及び福祉部門並びに不動産関係団体、居住支援団体等と連携し、的確なアドバイスを行います。住まいに関する相談をお受けする事はもちろんですが、住宅に困っているものの、どこの不動産屋さんを尋ねたらよいかわからないなど、住宅探しにお困りの方のサポートも行っています。

また、希望があれば、調布市居住支援協議会にご協力いただいている不動産事業者のご紹介も行っています。

（住宅課 042-481-7988）

民間賃貸住宅仲介支援事業・ 民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業

市内の民間賃貸住宅へ転居する際に

- ① 保証人がいないことで転居先の住宅が確保しづらい方に対し、民間保証会社を利用する際の費用を助成します（限度額3万2千円）。
- ② 協力不動産事業者等の仲介を利用する場合の仲介手数料を助成します（限度額6万4千円）。

ご利用いただくためには、事前に住まいぬくもり相談室や住宅課で相談し、賃貸契約をする前に住宅課に申請が必要です。助成を受けるためには、新たに市内の民間賃貸住宅に居住しようとする者であり、所得基準内であることなどが必要です。詳細についてはお問い合わせください。

（住宅課 042-481-7988）

相談窓口について

調布市子ども家庭センター

すべての妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、一体的に支援する相談窓口が『子ども家庭センター』となりました。

組織名称を「子ども家庭センター」とし、妊産婦・乳幼児に関することは母子保健係（文化会館たづくり西館保健センター）、子どもに関することは親子相談係（調布市子ども家庭支援センターすこやか）で相談することができます。

○母子保健に関すること

すべての妊産婦、乳幼児、子育て世帯を対象に、子どもに関する悩みや様々な相談に保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職が対応し、子育てを支援します。

詳しくは、P1・P33以降を参照してください。また、ご自宅から安心してオンラインでも相談できます。

（子ども家庭センター母子保健係 042-441-6081）

○児童福祉に関すること

18歳未満の子どもやその保護者、妊産婦の方の相談や、子育て情報の提供のほか各種子育て事業を行っています。子ども本人からの相談もお受けしています。

詳しくは、P53～を参照してください。

（子ども家庭センター親子相談係（すこやか内） 042-481-7733）

子ども・家庭総合相談

※ 詳しくはP55を参照してください。

◎すこやか相談コーナー ◎すこやか虐待防止ホットライン (0120-087-358)

(子ども家庭支援センターすこやか 相談専用 042-481-7731)

ヤングケアラーに関する相談

調布市では、ヤングケアラーと思われる子どもを発見した際のご相談をお受けし、必要に応じてそのご家庭に適切な相談窓口や支援サービスをご紹介し、利用のための調整をするヤングケアラー・コーディネーターを配置しています。

子どもたちの生活の様子やちょっとした会話、地域活動を通じて「もしかしたらあの子はヤングケアラーかもしれない」と感じたときには、以下の機関にご相談ください。

ヤングケアラー・コーディネーターの配置場所

公益財団法人 調布ゆうあい福祉公社

- 電話 042-481-7711
- メール yc-jusan@chofu-yu-ai.or.jp
- 住所 調布市国領町3-8-1

(午前9時から午後5時まで。土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。)

福祉に関する相談

地域福祉コーディネーター(コミュニティーソーシャルワーカー)

福祉のことならなんでも相談できる窓口として、地域福祉コーディネーターを8人配置しています。

「困ったことがあるけど、どこに相談したらいいのかわからない」など、生活で困ったことや気になることがありましたらお気軽にご相談ください。ご相談の内容によって関係機関へおつなぎしたり、必要な情報をご案内します。

また、解決に向けて、地域でのネットワークを構築したり、新たな仕組みづくりに取り組みます。

地域福祉コーディネーター(コミュニティーソーシャルワーカー)の活動例

子ども食堂をつくりたい

⇒子ども食堂の開設に向けて開催場所、運営方法などを一緒に検討します。

【連携先】 民生児童委員、健全育成、行政、農家、ボランティアなど

子育てしていくちょっと不安

⇒子育てママたちが集う子育てサロンや悩みを相談できる専門機関を紹介します。

他にも、様々な困りごと・気になることの相談を受け付けています。

- 子どもの発達が気になる。
- 不登校気味の子どものことで悩んでいる。
- 地域に子どもの居場所がほしい。
- 近隣の住居でずっと泣いている子どもがいる。
- 地域に引っ越してきたばかりで知り合いがない。

調布市社会福祉協議会 地域福祉推進係

〒182-0026 調布市小島町2-47-1 総合福祉センター内

TEL : 042-481-7693

FAX : 042-481-5115 E-mail : chofu-co@ccsw.or.jp



子育て相談

教育相談

相談日時 毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：15

教育支援コーディネーター

家庭や学校を支援しながら、教育全般についてのご相談を受け付けています。

【ご相談内容の例】

- 登校しぶりや不登校の相談
- 適応指導教室「太陽の子」の利用相談
- 学びの多様化学校分教室「第七中学校はしうち教室」の入室相談
- 訪問型支援「みらい」の利用相談
- 不登校児童・生徒への支援事業の案内
- お子さんの発達に関する相談
- 学校や教員の対応についての相談
- 子育てに不安のある保護者の相談（必要に応じて家庭訪問も行います）

（指導室 042-481-7718）

来所相談

3歳から18歳くらいまでのお子さんについての相談をお受けしています。

【ご相談内容の例】

- 友達とうまくいかない、集団になじめない、落ちつきがない、学校に行きづらいなど、お子さんについての心配ごとの相談
- 心理相談員による継続的な相談やプレイセラピー

（教育相談所 042-481-7633）

就学相談

通常の学級における指導では、その能力を十分に伸ばすことが困難で、特別な支援が必要なお子さんに、適切な教育の場を提供するための就学相談を行っています。

【ご相談内容の例】

- 特別支援学校、特別支援学級への就学や転学
- 校内通級教室、きこえ・ことばの教室への入級相談

（教育相談所 042-481-7634）

電話相談

専門の相談員が、学校生活や子育てに関する相談を匿名でお受けしています。お気軽に電話ください。

（教育相談所 042-481-7777）

子育てひろばに相談

子育てに関する悩み・疑問など専門の相談員がお伺いいたします。

詳しくは児童館の子育てひろばP 62～68を参照

保育園に相談

「離乳食」や「発達」のこと等、保育園は子育ての身近な相談相手です。
お気軽に電話ください。

実施園 公立保育園 8園

私立オリンピア保育園

私立東京YWCAまきば保育園

相談時間 公立保育園 8園

私立オリンピア保育園

私立東京YWCAまきば保育園

(月～金) 13:00 ~ 16:00

(月～金) 9:00 ~ 17:00

(月～金) 9:00 ~ 17:00

※ 詳しくはP80を参照してください。

子ども発達センターに相談

18歳未満のお子さんの発達のことや心配がありましたら、お気軽にご相談ください。

子ども発達センターでは相談事業、発達支援事業、通園事業を行っています。

詳しくはP47を参照

(子ども発達センター 相談専用電話
042-486-3200)

児童相談所に相談

18歳未満のお子さんに関する相談をお受けします。

相談の内容に応じて、必要な援助を行います。

※ 児童相談所は、児童福祉法にもとづいて設置され、お子さんの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

(多摩児童相談所 042-372-5600)

家庭相談

家庭相談

内 容 夫婦・親子などの家庭生活の問題に関して、専門の相談員が対応します。

場 所 市役所2階 市民ロビー(相談室)

日 時 每月第2・4・5月曜日
13:00 ~ 16:00

※ 受付は当日先着順、午後3時まで。
なお、詳細については、下記までお問い合わせください。

(市民相談課 042-481-7032)

子ども・若者の相談

子ども・若者の相談

ご本人が生きづらさを感じている、家庭の事情で進学等に不安があるなど、子ども・若者に対して居場所や学習支援の提供を行うとともに、ご本人やそのご家族との相談を行います。

※ 詳しくは調布市子ども・若者総合支援事業P99を参照してください。

ひとり親家庭相談

※ 母子・父子自立支援員及び母子・父子就労支援専門員との面談をご希望の方は、電話でご予約ください。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の皆さんに抱えている困ったこと等の相談に、支援員が対応します。

(子ども育成課 042-481-7095)

母子・父子就労支援専門員

ひとり親家庭を対象に、就労に関する相談について、就労支援専門員が対応します。

(子ども育成課 042-481-7095)

女性・男性・多様な性に関する相談

男女共同参画推進センター相談室

家族や夫婦のこと、あなた自身の生き方のこと、健康・性の悩み、女性への暴力、働くことなど様々な悩みについて、各分野の専門相談員が相談に応じます。

面接相談 予約受付：予約フォームまたは042-443-1213

面接相談は予約制で、すべて無料です。

希望者は一時保育をご利用いただけます。（1歳～未就学児／要予約）

休館日・祝日は実施していません。相談日時は変更になることがあります。

◆女性の生きかた相談（1回50分）

相談日 第1月曜日 午後4時～7時50分

毎週木曜日、第2・4金曜日 午前10時～午後3時50分

相談員 カウンセラー（女性）

女性のための相談



予約フォーム

◆働く女性の人生相談（1回50分）

相談日 第2水曜日 午後4時～7時50分

相談員 カウンセラー（女性）

◆女性のための法律相談（1回30分）

相談日 第2・3火曜日 午前10時～午後12時15分

第4火曜日 午後4時10分～7時

相談員 弁護士（女性）

予約フォーム

◆女性のヘルスケア相談（思春期～更年期）（1回40分）

相談日 第4水曜日

午後1時55分～4時5分又は午後2時40分～4時5分

相談員 助産師（女性）

※ 電話での相談もお受けできます。面接相談優先ですので待ちいただくことがあります。

◆女性のための仕事＆生活サポート相談（1回50分）

相談日 第3金曜日 午前10時～午後3時50分

相談員 キャリアカウンセラー（女性）

男性のための相談 多様な性に関する相談

◆男性のための相談（1回50分）

相談日 偶数月 第3土曜日 午後1時～4時50分

奇数月 第3水曜日 午後6時～8時50分



◆多様な性に関する相談（1回50分）

相談日 偶数月 第3水曜日 午後5時～7時50分

奇数月 第3土曜日 午後1時～3時50分

予約フォーム

電話相談 専用ダイヤル：042-443-1233

◆女性のための電話相談（女性の生きかた相談）

相談日 毎週木曜日 午前10時～12時、午後1時～3時30分

相談員 カウンセラー（女性）

グループ相談（ほっとサロンしぇいくはんす）

同じ悩みを持つ方が集まるグループ相談（ほっとサロンしぇいくはんす）を開催しています。参加者同士で話ををしていただき、相談テーマに応じた相談員が適切な助言や案内を行いながら進行を務めます。

日時とテーマは、市報・HP等にその都度掲載します。

場 所 国領町2-5-15 コクティー3階（国領駅北側）

（市民プラザあくろす内） 男女共同参画推進センター
(多様性社会・男女共同参画推進課 042-443-1213)

調布国領しごと情報広場 「マザーズコーナー」

ハローワーク府中の出先機関として、仕事と家庭の両立を目指す方の就職活動を応援しています。一般窓口とは別室となっており、落ち着いた環境でお子様と一緒に安心してご相談ができます。

マザーズコーナーをご利用の方で就職活動にブランクのある方などが面接時の服装に困らないように、スーツ・バック・靴の無料貸出を実施しています。

お気軽にご利用ください。

開庁時間 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始休）

場 所 国領町2-5-15 コクティー2階（国領駅北口）

連絡先 調布国領しごと情報広場「マザーズコーナー」

障害・医療的ケアのあるお子さんの相談

障害・医療的ケアのあるお子さんの相談

在宅生活や障害福祉サービス等の利用が円滑に行えるように、ケースワーカーや看護職が対応します。

（障害福祉課 042-481-7094）



健康に関する相談

バースデーサポート事業（1歳・2歳）

1歳及び2歳のお誕生日を迎えたお子さんとご家庭に対してアンケートを実施し、子育て支援に関する情報提供や子育てに関する相談を行います。アンケートに回答いただいた方には、育児パッケージをプレゼントしています。

内 容 1歳及び2歳の誕生月の下旬に対象者へ案内ハガキを送付します。アンケート回答した方に、後日、育児パッケージ（子ども商品券e-gift）をお送りします。必要に応じて専門職がご連絡し、相談を行っております。

※ 案内ハガキ送付対象や育児パッケージ送付対象者には条件があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

（子ども家庭センター母子保健係 042-441-6081）

子ども家庭センターに相談

◎子どもの相談室（○こころ ○ことば ○うんどう）

◎子ども歯科相談室（予約制）
※詳しくはP35をご参照ください

小児科医による相談・ひろばのお医者さん・栄養士さん

子ども家庭支援センターすこやかにて、小児科医による個別相談（月1回5人予約制）を行っています。また医師や栄養士がひろばでお話をし、いろいろな質問にお答えします。

※ 子ども家庭支援センターすこやかについてはP53～をご覧ください。

「子供の健康相談室」（小児救急相談）

東京都では、保健所や保健センターが閉庁している時間帯に、子どもの健康・救急に関する相談に、看護師や保健師等が応じています。

また、必要に応じて小児科医師が小児救急相談にお答えします。（電話相談のため、医師が診断をするものではありません。）

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午後6時～翌朝8時まで

土・日曜日、祝日、年末年始 午前8時～翌朝8時まで

電話番号 ●プッシュ回線の固定電話・携帯電話

#8000

●すべての電話

03-5285-8898

（東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課）

民生委員・児童委員による相談

地域で活動する民生委員・児童委員は皆さんの良き相談相手です。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から3年間の任期で委嘱されている民間奉仕者です。それぞれの担当地域を受け持ち、福祉に関する個別相談活動をしています。

活動内容

子育てや生活に関する問題、お年寄りや障害のある方についての心配ごとなどの相談に応じ、市のいろいろな制度を紹介するなど、問題解決のために、市とのパイプ役として地域福祉の向上のために広範囲な活動をしています。

相談方法

お近くの民生委員・児童委員にいつでもお気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員の連絡先については、福祉総務課へお問い合わせください。

※ 民生委員・児童委員の一覧表P24～29をご覧ください。

◇主任児童委員

令和7年4月

担当地区	委員氏名	フリガナ
緑ヶ丘・仙川町・若葉町 入間町・東つつじヶ丘	吉田 和佳	ヨシダ ワカ
	高野 恭子	タカノ キヨウコ
菊野台・国領町3, 8丁目 西つつじヶ丘・柴崎	温井 正司	ヌクイ ショウジ
	三好 真美	ミヨシ マミ
調布ヶ丘・佐須町・深大寺	青木 映里子	アオキ エリコ
	木滑 泰子	キナメ ヤスコ
小島町1, 2丁目・布田1～4丁目 八雲台・国領町1, 2, 4～6丁目	小山 仁美	コヤマ ヒトミ
	土方 康全	ヒジカタ ヤスマサ
小島町3丁目・布田5, 6丁目 多摩川3～7丁目・国領町7丁目・染地	輿石 紀子	コシイシ ノリコ
	横川 久美	ヨコカワ ヒサミ
上石原・下石原・飛田給・富士見町 多摩川1, 2丁目・野水・西町	奥菌 富佐子	オクヅノ フサコ
	遠田 恵理	トオダ エリ

■ 民生委員・児童委員 担当地区名簿

担当地区		委員氏名	フリガナ
飛田給	1丁目1~26	板橋 榮次	イタバシ エイジ
	1丁目27以降	小林 和子	コバヤシ カズコ
	2丁目1~22	大河原 幸子	オオカワラ サチコ
	2丁目23以降	大河原 幸子	オオカワラ サチコ
	3丁目全域	野口 明恵	ノグチ アキエ
上石原	1丁目1~16	林 隆	ハヤシ タカシ
	1丁目17~35	増岡 恵子	マスオカ ケイコ
	1丁目36以降	板橋 幸義	イタバシ ユキヨシ
	2丁目1~25	古市 知津子	フルイチ チヅコ
	2丁目26以降	熊谷 己津子	クマガイ ミツコ
	3丁目1~35	吉田 隆司	ヨシダ タカシ
	3丁目36~39	渡邊 こずえ	ワタナベ コズエ
	3丁目40~50	下平 悟	シモダイラ サトル
	3丁目51以降	渡邊 こずえ	ワタナベ コズエ
富士見町	1丁目全域	須永 きく江	スナガ キクエ
	2丁目1~16	日比生 信義	ヒルオ ノブヨシ
	2丁目17以降	能登 和子	ノト カズコ
	3丁目1~18	市川 浩子	イチカワ ヒロコ
	3丁目19以降(21除く)	鈴木 光子	スズキ ミツコ
	3丁目21	能登 和子	ノト カズコ
	4丁目1~19	東窪 恵理	ヒガシクボ エリ
	4丁目20以降	市川 浩子 東窪 恵理	イチカワ ヒロコ ヒガシクボ エリ
	1丁目1~12	二宮 ナオミ	ニノミヤ ナオミ
下石原	1丁目13~26	田中 茂和	タナカ シゲカズ
	1丁目27~51	二宮 ナオミ	ニノミヤ ナオミ
	1丁目52以降	田中 茂和	タナカ シゲカズ
	2丁目全域	北館 丈佳	キタダテ タケヨシ
	3丁目1~46	大野 洋子	オオノ ヨウコ
	3丁目47以降	國領 和典	コクリョウ カズノリ
	1丁目1~4	長沢 定義	ナガサワ サダヨシ
小島町	1丁目5~18	加藤 美津	カトウ ミツ
	1丁目19~30	長沢 定義	ナガサワ サダヨシ
	1丁目31以降	加藤 美津	カトウ ミツ
	2丁目1~24	立川 幹雄	タチカワ ミキオ
	2丁目25以降	松本 弥生	マツモト ヤヨイ
	3丁目1~25	藤田 アイ子	フジタ アイコ
	3丁目26~59	村岡 公子	ムラオカ キミコ
	3丁目60以降	常見 理恵子	ツネミ リエコ
	1丁目1~36	多田 京子	タダ キヨウコ
布田	1丁目37以降	原 喜代子	ハラ キヨコ
	2丁目1~33	臼杵 京子	ウスキ キヨウコ
	2丁目34以降	石井 洋子	イシイ ヨウコ
	3丁目全域	山口 祐二	ヤマグチ ユウジ
	4丁目全域	山口 順子	ヤマグチ ジュンコ
	5丁目1~31	永谷 容子	ナガヤ ヨウコ
	5丁目32以降	新津 敏男	ニイツ トシオ
	6丁目全域	莊司 和代	ショウジ カズヨ

■ 民生委員・児童委員 担当地区名簿

担当地区		委員氏名	フリガナ
国 領 町	1丁目1~15	藤本 隆	フジモト アキラ
	1丁目16~31	橋本 重一	ハシモト シゲカズ
	1丁目32以降	覚張 由紀夫	カクバリ ユキオ
	2丁目全域	小山 敦	コヤマ アツシ
	3丁目1~6	宇治 和子	ウジ カズコ
	3丁目8	宇治 和子	ウジ カズコ
	くすのき1~2号棟	宇治 和子	ウジ カズコ
	くすのき3~5号棟	相田 光一	アイダ コウイチ
	3丁目10~12	相田 光一	アイダ コウイチ
	3丁目13以降	鈴木 あや子	スズキ アヤコ
	4丁目1~10	石坂 良司	イシザカ リョウジ
	4丁目11以降	宮内 一則	ミヤウチ カズノリ
	5丁目1~33, 70以降	金山 昭子	カナヤマ アキコ
	5丁目34~55	石坂 良司	イシザカ リョウジ
	5丁目56~69	豊崎 祐司	トヨサキ ユウジ
	6丁目全域	豊崎 祐司	トヨサキ ユウジ
	7丁目1~37	杉崎 美由紀	スギサキ ミユキ
	7丁目38以降	杉崎 美由紀	スギサキ ミユキ
	8丁目1	平 恵子	タイラ ケイコ
	くすのき6~9号棟	平 恵子	タイラ ケイコ
	8丁目アパート1号棟	鈴木 あや子	スズキ アヤコ
	8丁目2	堀 英樹	ホリ ヒデキ
	ライフタウン1号棟	土屋 篤雄	ツチャ アツオ
	ライフタウン2・3号棟	堀 英樹	ホリ ヒデキ
	8丁目4番地1~6	堀 英樹	ホリ ヒデキ
	8丁目4番地7以降	土屋 篤雄	ツチャ アツオ
	8丁目5以降	土屋 篤雄	ツチャ アツオ
染 地	1丁目全域	梅原 厚子	ウメハラ アツコ
	2丁目1~29 (ライオンズマンション調布, ライオンズマンション調布多摩川除く)	来田 めぐみ	キタダ メグミ
	ライオンズマンション調布, ライオンズマンション調布多摩川	小菅 恒雄	コスゲ ツネオ
	2丁目30~42	小林 美知子	コバヤシ ミチコ
	2丁目43以降	小菅 恒雄	コスゲ ツネオ
	3丁目全域, 都営住宅(3-3-1含む) (多摩川住宅除く)	宮本 勝久	ミヤモト カツヒサ
	多摩川住宅ロ1~11号棟	関 昭弘	セキ アキヒロ
	多摩川住宅ロ12~15号棟	関 昭弘	セキ アキヒロ
	多摩川住宅ハ1~8, 11~12号棟	菊地 和夫	キクチ カズオ
	多摩川住宅ハ9~10, 13~19号棟	関 昭弘	セキ アキヒロ
	多摩川住宅ホ号棟	土橋 悟	ドバシ サトル
	多摩川住宅ト号棟	土橋 悟	ドバシ サトル

■ 民生委員・児童委員 担当地区名簿

担当地区		委員氏名	フリガナ
多摩川	1丁目全域	小尾 美智子	オビ ミチコ
	2丁目全域	小尾 美智子 渡邊 こずえ	オビ ミチコ ワタナベ コズエ
	3丁目1~16	山中 幸子	ヤマナカ サチコ
	3丁目17~48	濱野 昭一	ハマノ ショウイチ
	3丁目49以降	松谷 牧子	マツヤ マキコ
	4丁目全域	山中 幸子	ヤマナカ サチコ
	5丁目1~5	吉賀 裕子	ヨシカ ヒロコ
	5丁目6以降	中村 悅子	ナカムラ エツコ
	6丁目全域	松本 恭嘉	マツモト ヤスヨシ
	7丁目全域	石塚 紗代	イシヅカ キヌヨ
佐須町	1丁目全域	桑田 秀男	クワタ ヒデオ
	2丁目全域	桑田 秀男	クワタ ヒデオ
	3丁目全域	内野 和彦	ウチノ カズヒコ
	4丁目1~14	内野 和彦	ウチノ カズヒコ
	4丁目15~68	川久保 孝子	カワクボ タカコ
	5丁目全域	川久保 孝子	カワクボ タカコ
柴崎	1丁目1~41	小川 満	オガワ ミツル
	1丁目42以降	白川 精次	シラカワ セイジ
	2丁目1~3	井熊 勝正	イグマ カツマサ
	2丁目4~10	三浦 詩子	ミウラ ウタコ
	2丁目11~13	井熊 勝正	イグマ カツマサ
	2丁目14~22	池 誠	イケ マコト
	2丁目23~38	三浦 詩子	ミウラ ウタコ
	2丁目39以降	池 誠	イケ マコト
菊野台	1丁目1~31	小川 雅弘	オガワ マサヒロ
	1丁目32以降	武藤 直子	ムトウ ナオコ
	2丁目1~23, 27~30	高山 千穂	タカヤマ カズホ
	2丁目24~26, 31~35	鈴木 俊一	スズキ トシカズ
	2丁目36以降	井田 充枝	イダ ミツエ
	3丁目1~24	関野 守男	セキノ モリオ
	3丁目25~28	鈴木 俊一	スズキ トシカズ
	3丁目30以降	竹之内 明子	タケノウチ アキコ
東つつじヶ丘	1丁目全域	田中 久勝	タナカ ヒサカツ
	2丁目1~25	東村 達夫	ヒガシムラ タツオ
	2丁目26以降	新井 克侑	アライ ヨシユキ
	3丁目1~21	田中 久勝	タナカ ヒサカツ
	3丁目22以降	北川 美佳	キタガワ ミカ

■ 民生委員・児童委員 担当地区名簿

担当地区		委員氏名	フリガナ
西つつじヶ丘	1丁目1~26	坂本 宏之	サカモト ヒロユキ
	1丁目27~46	森田 悅子	モリタ エツコ
	1丁目47, 48, 57, 58	池 誠	イケ マコト
	1丁目49~56	森田 悅子	モリタ エツコ
	2丁目全域	石井 喜元	イシイ ヨシモト
	3丁目全域	石井 堂陽	イシイ タカハル
	4丁目1~30	富沢 郁夫	トミザワ イクオ
	4丁目31以降	熊谷 英子	クマガイ エイコ
	神代団地 1 ~ 4 号棟	葦澤 加代子	ニラサワ カヨコ
	神代団地 5 ~ 7 号棟	角田 啓子	スミダ ケイコ
	神代団地 8 ~ 20 号棟	葦澤 加代子	ニラサワ カヨコ
	神代団地 21 ~ 44 号棟	角田 啓子	スミダ ケイコ
	神代団地 45 号棟以降	熊谷 英子	クマガイ エイコ
入間町	1丁目1~3	鈴木 成子	スズキ シゲコ
	1丁目4~8	貫井 恵子	スキイ ケイコ
	1丁目9~26	鈴木 成子	スズキ シゲコ
	1丁目27以降	酒井 由美子	サカイ ユミコ
	2丁目1~19	村田 絹代	ムラタ キヌヨ
	2丁目20以降	貫井 恵子	スキイ ケイコ
	都営入間1~6号棟	村田 絹代	ムラタ キヌヨ
	3丁目全域	久家 優子	クガ ユウコ
仙川町	1丁目1~19	塚本 依子	ツカモト ヨリコ
	1丁目20以降	市原 淳子	イチハラ ジュンコ
	2丁目1~13	塚本 依子	ツカモト ヨリコ
	2丁目14以降	田中 次郎	タナカ ジロウ
	3丁目全域	中山 のり子	ナカヤマ ノリコ
緑ヶ丘	1丁目1~30	八木 久美	ヤギ ヒサミ
	1丁目31以降	爪川 良江	ツメカワ ヨシエ
	2丁目1~36	中山 のり子	ナカヤマ ノリコ
	2丁目37以降	森田 晶子	モリタ マサコ
	緑ヶ丘二丁目アパート1~3・9号棟	田中 次郎	タナカ ジロウ
	緑ヶ丘二丁目アパート8・12~15号棟	夏井 住光	ナツイ ヨシミツ
野水	全域	市川 浩子 東窪 恵理	イチカワ ヒロコ ヒガシクボ エリ
西町	全域	市川 浩子 東窪 恵理	イチカワ ヒロコ ヒガシクボ エリ
若葉町	1丁目1~22	佐々木 了宣	ササキ リョウセン
	1丁目23以降	管 義照	スガ ギショウ
	2丁目1~9	小島 攝子	コジマ セツコ
	2丁目10以降	藤井 みゆき	フジイ ミユキ
	3丁目全域	小島 攝子	コジマ セツコ

■ 民生委員・児童委員 担当地区名簿

担当地区		委員氏名	フリガナ
調布ヶ丘	1 丁目全域	篠宮 恭子	シノミヤ キヨウコ
	2 丁目全域	大場 典子	オオバ ノリコ
	3 丁目 1 ~ 2 0	齊藤 秋生	サイトウ アキオ
	3 丁目 2 1 ~ 4 0	小柳 みさ子	オヤナギ ミサコ
	3 丁目 4 1 以降	田中 理恵	タナカ リエ
	4 丁目全域	小島 嘉子	コジマ ヨシコ
深大寺元町	1 丁目全域	田村 恭子	タムラ キヨウコ
	2 丁目 1 ~ 7	田村 恭子	タムラ キヨウコ
	2 丁目 8 以降	黒瀧 直昭	クロタキ ナオアキ
	3 丁目全域	黒瀧 直昭	クロタキ ナオアキ
	4 丁目全域	矢田部 由美	ヤタベ ユミ
	5 丁目全域	矢田部 由美	ヤタベ ユミ
深大寺北町	1 丁目全域	土屋 晃一	ツチヤ コウイチ
	2 丁目全域	内藤 和男	ナイトウ カズオ
	3 丁目全域	内藤 和男	ナイトウ カズオ
	4 丁目全域	棚木 めぐみ	タナキ メグミ
	5 丁目全域	矢田部 弘行	ヤタベ ヒロユキ
	6 丁目 1 ~ 2 5	小林 章弘	コバヤシ アキヒロ
	6 丁目 2 6 以降	渡部 静夫	ワタベ シズオ
	7 丁目全域	土屋 晃一	ツチヤ コウイチ
深大寺東町	1 丁目全域	富澤 要二	トミザワ ヨウジ
	2 丁目全域	富澤 要二	トミザワ ヨウジ
	3 丁目全域	井上 一郎	イノウエ イチロウ
	4 丁目 1 ~ 2 1	杉本 操	スギモト ミサオ
	4 丁目 2 2 以降	井上 一郎	イノウエ イチロウ
	5 丁目全域	杉本 操	スギモト ミサオ
	6 丁目 1 ~ 2 8	山口 静子	ヤマグチ シズコ
	6 丁目 2 9 以降	小阪井 真樹子	コザカイ マキコ
	7 丁目全域	小阪井 真樹子	コザカイ マキコ
	8 丁目全域	吉野 和弘	ヨシノ カズヒロ
深大寺南町	1 丁目全域	富澤 省二	トミザワ ショウジ
	2 丁目全域	富澤 省二	トミザワ ショウジ
	3 丁目 1 ~ 1 6	富澤 省二	トミザワ ショウジ
	3 丁目 1 7	張 一枝	チヨウ カズエ
	4 丁目全域	都 照代	ミヤコ テルヨ
	5 丁目全域	都 照代	ミヤコ テルヨ
八雲台	1 丁目 1 ~ 4 4	添田 淳子	ソエダ ジュンコ
	1 丁目 4 5 以降	野崎 猛	ノザキ タケシ
	2 丁目全域	野崎 猛	ノザキ タケシ

おむつ袋の交付窓口

市民プラザあくろす

国領町 2-5-15 ☎042-443-1211

- ◆市民プラザあくろす2階・3階の受付時間は、
午前8時30分から午後10時まで
(毎月第3月曜日[祝日の場合は翌平日]
と年末年始は休みです。)

子ども家庭支援センターすこやか

国領町3-1-38ココスクエア2階

☎042-481-7733

- ◆午前9時から午後5時まで
(毎月第3土曜とその翌日、年末年始は
休みです)



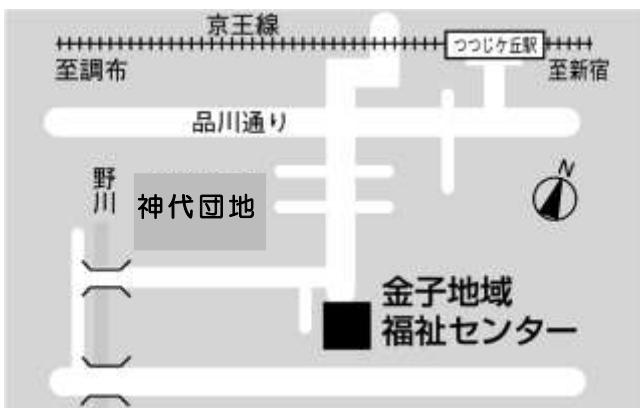
地域福祉センター

- ◆午前9時から午後5時まで

(毎月第4月曜日と年末年始は休みです。土・日曜は受付けています。)

金子地域福祉センター

西つつじヶ丘 4-43-3 ☎042-485-5888



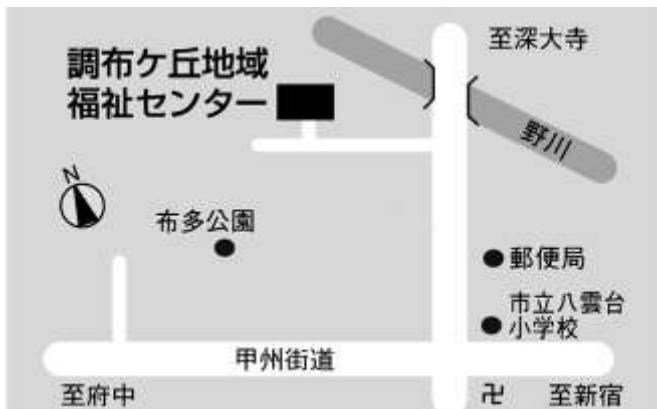
西部地域福祉センター

上石原 2-15-6 ☎042-486-1600



調布ヶ丘地域福祉センター

調布ヶ丘 3-58-2 ☎042-487-7753



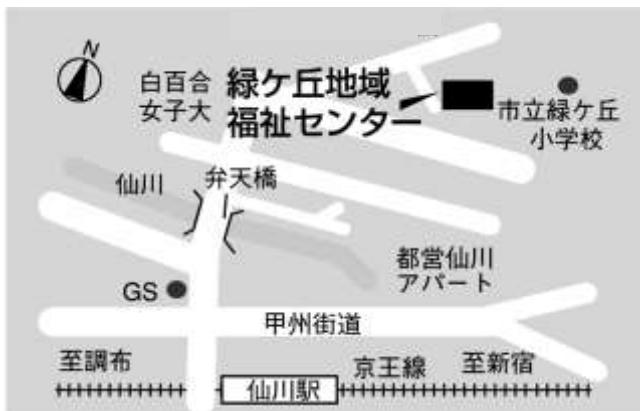
染地地域福祉センター

染地 3-3-1 ☎042-483-5578



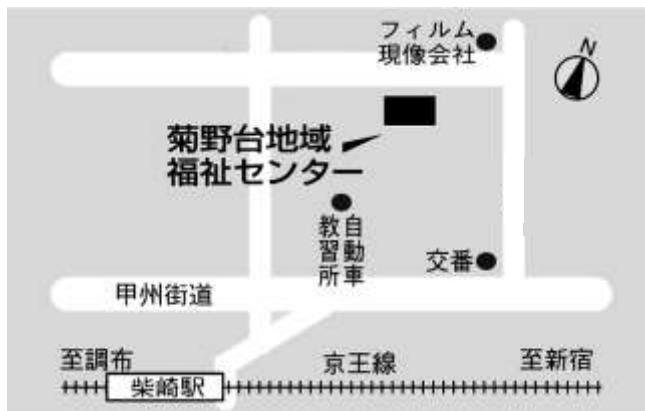
緑ヶ丘地域福祉センター

緑ヶ丘 2-18-49 ☎03-3326-4861



菊野台地域福祉センター

菊野台 1-38-1 ☎042-481-5641



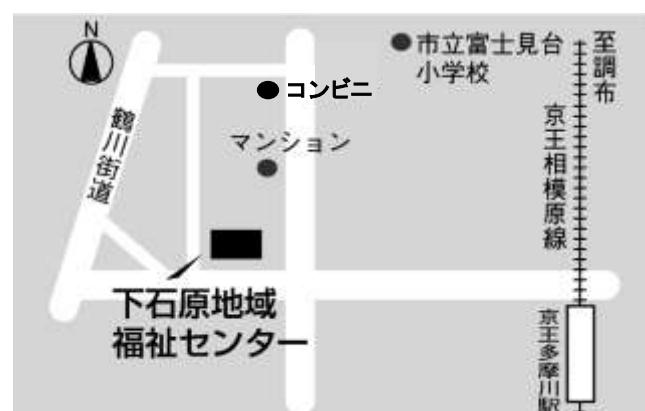
富士見地域福祉センター

富士見町 4-15-6 ☎042-483-9652



下石原地域福祉センター

下石原 3-72-1 ☎042-481-7683



入間地域福祉センター

入間町 1-13-2 ☎03-3309-4996



深大寺地域福祉センター

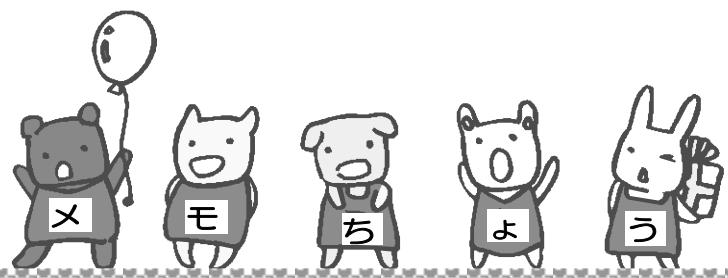
深大寺北町2-40-1 ☎042-480-8725

※令和7年4月から9月まで改修工事により休館



＜その他の交付窓口＞

- ・資源循環推進課窓口（調布市役所2階） 8：30～17：00（土・日・祝・年末年始を除く）
 - ・資源循環推進課（クリーンセンター） 8：30～17：00（土・日・祝・年末年始を除く）
 - ・神代出張所 8：30～17：00（土・日・祝・年末年始を除く）
 - ・各児童館 9：00～17：00（日・祝・年末年始を除く）
 - ・子ども発達センター 8：30～17：15（土・日・祝・年末年始を除く）
 - ・西部・北部公民館 9：00～21：30（月・年末年始を除く）
 - ・ふじみ交流プラザ 9：00～22：00（毎月第4月曜日・年末年始を除く）



モ
ち
よ
う
え